

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日 改定

1. 基本方針の根本

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会・学校・地域住民・家庭・その他の関係諸機関及び関係者との連携・協力のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止・早期発見・早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2. いじめ防止に対して組織で対応する

- (1) いじめ防止対策委員会を組織し、未然防止や早期発見のための措置・問題発生時の対応・価値観を育てる日常の教育活動の在り方・いじめ防止への理解を深める啓発方法など、この基本方針に基づく取り組み実施の計画・実行・検証・修正（PDCA サイクル）等を行う。

【いじめ防止対策委員会メンバー】

校長、教頭、教務主任

生徒指導主任（いじめ防止対策主任）、特別支援コーディネーター（教育相談担当）

※必要に応じて、外部人材等からの協力をお願いする。

◎重大事態発生時には、心理もしくは福祉の専門家も含めた拡大委員会を組織して対応する。重大事態と想定されるケースとしては、子どもが自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、いじめにより相当期間（連続もしくは年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められる場合、子どもや保護者からいじめによる重大事態に至ったという申し立てがあった場合、等が考えられる。その際、山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

【拡大いじめ防止対策委員会メンバー】（重大事態発生時）

いじめ防止対策委員会メンバーに、以下のメンバーを加える。

当該学年・学級担任、学校医等

※具体的な調査組織については、山形市教育委員会の指示を仰ぐ。

〈参考〉【いじめ解決支援チーム（村山教育事務所）】

弁護士、精神科医、識経験者、心理・福祉の専門家等

- (2) いじめの態様や特質・原因・背景・具体的な指導上の留意点・いじめ防止などについて、職員会議や研修会等で周知を図り、教職員全員の共通理解のもと指導できるようにする。
- (3) 教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう、教頭を『いじめの相談窓口』として対応する。
- (4) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急委員会を開き、詳細にわたる情報の迅速な収集・記録・共有を行い、指導体制と対応方針を決定し、保護者との連携のもと組織的に対応する。

3. 学校生活全般を通して子どもの価値観といじめ防止の雰囲気高める

- (1) 全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育・読書活動や体験活動等の充実を図る。
- (2) 全校集会や学級活動などの場において、日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という学校の雰囲気を醸成する。

- (3) 子ども一人ひとりが自己有用感や自己肯定感を抱き、互いの人格や存在を尊重し合えるような学級経営に努める。(円滑にコミュニケーションを図りながらくらしを創る力、問題を解決する力、個性や互いの相違を認め合える力、周りの思いや考えを感じながら生活する力の育成)
- (4) 学校経営の中核でもある「子ども主体の活動」を推進しながら、子どもが「自分たちの生活をよりよくしていこう」「お互いの繋がりを深めていこう」とする意識と実践力を育てる。
 - ①異年齢集団による活動の充実
縦割り清掃、縦割り班集会、全校宿泊学習、異学年交流 等
 - ②学年もしくは学年部による活動
運動会、学習発表会、スキー教室、雪上教室 等
 - ③学級による活動
日々の教科指導や学級指導、週1回の学級単位による体育的朝活動、児童会主催によるイベント的な活動 等
 - ④児童会による活動
子どもたちの実態によっては、いじめ防止を訴えるような取り組みの必要性を捉えさせ、子ども主体のキャンペーン等を展開させるようにする。
- (5) 日々の教育活動の中で起こる様々な体験や出来事を通して、集団生活に必要な態度や自分のあり方を考えさせ、子どもの心に落とし込む指導を心がける。
 - ①差別意識が感じられる言動に対する指導
 - ②思いやりが感じられない言動に対する指導
 - ③けんかやふざけあい、好意で行っても被害性や苦痛を与える行為に対する指導
 - ④その他 人としてのあり方に対する指導
※言葉で理解させるのではなく、実際に考えさせ、仲間との話し合いにより、自分のあり方を決定させる指導を行う。
- (6) 友だちの気持ちを踏みにじるような行動や友だちの頑張りを蔑むような言動に対しては毅然とした態度で厳しい指導を心がける。

4. いじめ防止の重要性に関する啓発活動を推進する

- (1) 学校だより等でいじめ防止に関する情報を提供したり、学級懇談会で話題にしたり、PTA役員会で話し合ったりして、家庭や地域のいじめ防止（ネットの攻撃も含む）の重要性に関する理解を深めていく。
- (2) 保護者向けの「子どもの心とくらし調査」も、いじめ防止（ネットの攻撃も含む）の重要性に関する理解を深めるための啓発活動の一環として実施する。
- (3) 地域の方々との会合の折にも、いじめ防止の重要性に関する理解を求め、学校・家庭・地域の三位一体の体制が整うよう努める。
- (4) 児童会プロジェクト委員会からの提案や縦割り班活動を通して、児童同士の関わり合いを深め、思いやりの心を持った児童に育てていく。

5. 早期発見のための方策を確立する

- (1) いじめは、大人の目の届かないところで起きたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりすることを認識し、日頃から子どもたちとの信頼関係の構築に努め、子どもの小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、教職員相互の積極的な情報交換により、いじめを認知するよう努める。

- ①休み時間や放課後の雑談などで子どもたちの実態を把握する。
- ②生活ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを捉える。
- ③個別面談や家庭訪問等で保護者からの情報を得る。
- ④地域からの声にも積極的に耳を傾ける。

※子どもや保護者の相談に対し、「大したことではない」などと過小評価したり、真摯に対応しなかったりすることのないようにする。

- (2) いじめ相談窓口（教頭）について、子どもたちや保護者に広く周知する。
- (3) 6月と11月に、全校児童を対象とした「心のアンケート」（調査）を実施し、友人関係や家庭生活・学校生活全般・習い事・スポ少などでの悩みや不安を吸い上げ、いじめの早期発見と早期対応に役立てる。また、日頃から、子どもがいじめ等に関して相談できる雰囲気をつくるよう努める。
- (4) 11月に、保護者向けの「子どもの心とくらし調査」を実施し、家庭や地域における子どもの意識や不安・問題行動等を吸い上げ、早期発見と早期対応に努めるとともに、いじめ防止への理解に結びつくようにする。
- (5) 子どもや保護者から得た情報については、いじめ防止対策委員会で集約し、事後措置の方策について十分に検討する。また、その情報については、子どもや保護者のプライバシーを考慮し、取り扱いには十分に配慮する。

6. いじめ問題に対して適切に対応する

- (1) いじめ問題が発生した場合は、当該学年の担任や生徒指導主任など複数の教職員で、事実確認を徹底して行う。

※いじめと疑われる行為を発見した場合は、担任でなくても、その場で事実確認を行い、いじめた児童に対して適切な指導をする。軽微な事案であっても、関係職員に連絡し、以後の指導に活かす。

※重大事態の場合は、山形市教育委員会・山形警察署・児童相談所・いじめ解決支援チーム（村山教育事務所）と連携を図りながら、事実関係の調査や事後対応・再発防止等を進める。

- (2) (1) を受けて、今後の子どもたちへの指導や保護者との面談の方向性を早急に検討する。
- (3) (2) を受けて、以下の対応を行う。

【いじめを受けた子ども 及び その保護者への対応】

◇いじめを受けた子どもとの面談を実施し、これまでの苦しさに寄り添いながら、今後の学校生活への不安を取り除き、夢や期待が持てるよう心のケアを十分に行っていく。その際、「いじめられている側にも責任がある」という考え方は一切あってはならない。必要に応じて、複数教職員で仕返し等が起こらないよう十分に安全を確保する。

◇いじめを受けた子どもの保護者との面談を実施し、親としての立場を十分に踏まえながら、今後のよりよい成長に向けた指導の方向性を理解していただき、できる限り不安を除去するよう努める。また、学校での指導と子どもの様子を小まめに伝え、連携を図る。

◇いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送れるよう、状況に応じては、いじめた子どもを別室において指導するなどの措置を講じる。

◇いじめ問題が解決されたと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

【いじめた子ども 及び その保護者への対応】

- ◆いじめた子どもとの面談を実施し、いじめの重大さ（周りの人々への影響）・心の中に潜む原因・解決方法・今後の自分のあり方等について、時間をかけてじっくりと取り組み、価値観の形成と再発防止に努める。謝罪や責任の取り方などの形式的な段取りを追うような指導ではなく、子どもの成長に主眼をおいた指導を行うよう努める。また、その子どもの背景（家庭環境、保護者の意識、学校での様子など）についても、詳しく調査する。
- ◆教育上必要があると認めるときは、その子どもに対して懲戒を加えることも検討する。但し、懲戒を加えるにあたっては、深い児童理解のもと、感情的にならず、正しい方向付けを示し、心の成長を促す目的で行うものとする。また、状況によっては、警察者や外部専門家との連携も検討する。
※犯罪行為（生命・身体や財産に重大な被害が生じる恐れ）については、警察署・外部専門家との連携や、他の児童の教育を受ける権利が脅かされる場合は出席停止を山形市教育委員会に具申することも視野に入れておく。
※重大事態の報告と調査・地方公共団体の長（公立）
- ◆いじめを行った保護者との面談を実施し、いじめの事実・指導の経過・今後の方向性を伝え、家庭と学校の連携・協力のもとに取り組んでいただけるよう理解を求める。また、子どもの様子等の情報交換を密にし、信頼関係の構築に努める。また、いじめの解消を「いじめに係る行為が3ヶ月なく止んでいること」や「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を被害児童と保護者との面談によって確認する。

【集団への働きかけ】

- ・いじめが起きたことを全体の問題として捉えさせ、本音の話し合い等によって、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする意識が染みこむように指導する。いじめを傍観していた子ども、いじめをはやし立て同調していた子ども、それぞれの立場で、自分の問題として捉えさせ、解決しようとしなかった心の中の原因と今後の自分のあり方について深く考えさせる。また、特別な配慮が必要な児童（例、障がいがある児童、帰国子女、性同一障がい、被災児童など）には適切な支援・指導を行う。

【ネットいじめへの対応】

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため、直ちに削除する措置（プロバイダに求めるなど）をとる。その際、法務局や地方法務局の協力を求めることもある。
- ・早期発見のために、学校設置者等との連携により、学校ネットパトロールの実施も検討する。
- ・子どもが悩みを抱え込まないようにするために、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談窓口など、関係機関の取り組みについても周知を図る。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを使いたいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも懇談会や学校だより等で積極的に理解を求めていく。

7. 教育相談・校内研究・生徒指導の側面からいじめ防止を考える

【教育相談との関連】

- (1) 職員会議の中に設定している「子どもを語る会」を通して、気になる子どもの情報を交換し、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- (2) 特別支援コーディネーター（教育相談担当）と各担任、養護教諭等の連携により、教育相談体制の機能の活性化を図る。
- (3) Q-Uをもとにした外部講師による校内特別支援研修会を設定し、子ども一人ひとりの内面に着目した児童理解の在り方や実際の支援の方向性を見出し、居心地のよい学級及びいじめのない学級をつくる一助とする。

【校内研究との関連】

- (1) 学級経営研修会や授業研究会を通して、子ども一人ひとりの学びや学級における子ども同士のかかわりの様子から、子どもの成長と課題を見極め、育ちに結びつく教師の支援や意識の有り様を学ぶ。
- (2) 学級カリキュラムの創造に着手し、全ての教科・領域にわたって子どもの育ちを実現していくとする教師集団の文化を構築していく。その中で、道德教育の授業づくりについての研修も深め、いじめ問題の未然防止に努める。

【生徒指導との関連】

- (1) 「授業も学級経営の一部である」という考えのもと、生徒指導の機能を生かした授業についての研修も深める。
- (2) 生徒指導における指導方針や価値観形成に向けての考え方を共有し、組織的な指導を常に意識して支援にあたる。

8. 学校評価

- (1) 学校評価の中に、いじめ防止に関する事項を設け、具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、その改善に向けて取り組む。
- (2) 学期末の教育反省会において、いじめ防止に関する取り組みについての成果と課題を確認しながら、改善の方策を明確にし、教職員全員で共通理解を図る。

9. その他

- (1) 地域の行事やスポーツイベントへの積極的参加を促し、自己有用感や自己肯定感を高め、いじめ問題の未然防止を図る。
- (2) 教職員が子どもと向き合い、いじめ防止等に適切に取り組めるようにするために、事務の軽減や適材適所の校務分掌等を図り、組織的体制を整える。

10. 主な役割（中心になる主任等）

内容	担当	内容	担当
基本方針原案見直し	校長、教頭	組織的な生徒指導	生徒指導主任
校長講話、学校だより	校長	情報モラル関係	I C T情報教育主任
子どもを語る会	特支コーディネーター	教育相談関係	特支コーディネーター
学級経営研修会	研究主任	学校評価	教頭
Q-U活用研修会	特支コーディネーター	教育反省会	教務主任
いじめアンケート	教頭、生徒指導主任	道德教育関係	道德主任
アンケート対応会議	教頭	学級経営案	教務主任